

2025年度 国家公務員・地方上級 出たDATA問シリーズ 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。(赤字は新規判明分)

【⑫民法】

〈誤〉

〈正〉

本冊冊子 p.221 【No.54】 イ 1行目

…債権者に弁済… → …債務者に弁済…

本冊冊子 p.221 【No.54】 イ 3行目

…債権者の財産… → …債務者の財産…

解答・解説冊子 p.22 【No.49】 5の解説を以下に差し替えてください。

5 誤り。受取証書を偽造して弁済を受けた者は、民法478条の「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」と認められ、有効な弁済となるが(大判昭2.6.22)、弁済者(C)の善意・無過失を要件としている。したがって、Cに悪意あるいは軽過失があれば、弁済は無効となり、保護されない。

解答・解説冊子 p.134 【No.123】 ウの解説を以下に差し替えてください。

ウ 誤り。2024年4月施行の改正民法により、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定され(民法772条2項前段)、嫡出子としての推定を受けることとなった。その結果、父が子の嫡出性を争う場合には、嫡出否認の訴えによることとなった(775条1項1号)。

解答・解説冊子 p.134 【No.123】 正答

正答 4 → 正答 なし

2024年5月31日
東京アカデミー編集部
(ティーエーネットワーク)